

平成29年

第11回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

平成29年第11回教育委員会会議 議事録

1 期 日 平成29年7月13日 木曜日

2 場 所 教育委員室

3 開 会 午後2時00分

4 閉 会 午後3時00分

5 出席者 教育長 米田 進

委 員 岩佐 信宏

伊藤佐知子

猿田五知夫

大塚和歌子

伊勢 昌弘

6 説明のための出席者

教育次長 佐藤雅彦

総務課長 太田政和

教職員給与課長 嵯峨 要

義務教育課長 佐藤有正

特別支援教育課長 小林 司

保健体育課長 木浪恒二

教育次長 鎌田 信

施設整備室長 保坂一美

幼保推進課長 鈴木和朗

高校教育課長 眞壁聡子

生涯学習課長 沢屋隆世

福利課 石田貞雄

7 会議に附した議案

議案第22号 教育庁等職員の任免について

議案第23号 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案

議案第24号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案

議案第25号 秋田県産業教育審議会委員の任命について

議案第26号 秋田県障害児就学審議会委員の任命について

議案第27号 秋田県社会教育委員の任命について

8 議決した事項

議案第22号 教育庁等職員の任免について

議案第23号 秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案

議案第24号 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案

議案第25号 秋田県産業教育審議会委員の任命について

議案第26号 秋田県障害児就学審議会委員の任命について

議案第27号 秋田県社会教育委員の任命について

9 報告事項

- ・平成29年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（後期）」募集要項について
- ・平成29年度秋田県教育委員会文化財専門職員募集要項について

10 会議の要旨

【米田教育長】

ただいまから、平成29年第11回教育委員会会議を開催いたします。
本日の議事録署名員は、2番伊藤委員と3番猿田委員にお願いします。

【米田教育長】

審議に入る前に、議事の進行についてですが、議案第22号「教育庁等職員の任免について」は、その他全ての案件終了後に行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、そのように進行いたします。
はじめに、議案第23号「秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案」について、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第23号「秋田県立中学校学則の一部を改正する規則案」説明

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊勢委員】

今までの2学年分の定数を、3学年分に増やすというものですか。

【高校教育課長】

はい。

【米田教育長】

他にありませんか。
特になければ、表決をとってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

では、表決を採ります。

議案第23号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第23号を原案どおり可決します。

次に、議案第24号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案」について、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第24号「秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案」説明

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【猿田委員】

整備計画公表後、現在まで、地域の方々や関係者から意見・要望はあったものでしょうか。

【高校教育課長】

昨年度から第七次計画がスタートしておりますが、計画を策定する段階から該当地域に対して丁寧の説明をしており、また、学校による地域住民やPTAなどの関係者から意見を聴取してきておりますので、計画がスタートしてからは特に大きな意見・要望はいただいております。

【猿田委員】

今日、審議して承認された後は、教育委員会として説明等はされるのですか。

【高校教育課長】

平成30年度の学級減については、地域の中学生に与える影響が大きいことから、昨年3月に案として示しております。その案から変更があった場合は、学校に事前に連絡することとしておりますが、今回は変更が無い旨の連絡をしております。また、正式にはこの教育委員会会議を経て発表という形になります。

【米田教育長】

他にありませんか。

特になければ、表決をとってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

では、表決を採ります。

議案第24号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第24号を原案どおり可決します。

次に、議案第25号「秋田県産業教育審議会委員の任命について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

議案第25号「秋田県産業教育審議会委員の任命について」説明

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【伊藤委員】

今回、新任の方が多くいますが、任期が長くなった方を変更したということですか。

【高校教育課長】

任期は2期4年までとなっておりますが、前任者の退職に伴って交代される場合もありますし、任期満了に伴う交代もあります。

【伊藤委員】

3期以上の方は、特別な理由があって継続していただいているということよろしいですか。

【高校教育課長】

任期は2期又は4年とされておりますが、特別な事情がある場合は除くとしております。専門性が高く、産業教育の振興について高い知識や経験をもっている方については、引き続きお願いしていることもあります。また、前任者の任期途中で交代された方で3期目となっている方もおります。

【猿田委員】

公募された方はどなたですか。

【高校教育課長】

公募については2名の枠を考えておりましたが、1名の公募があり、その方を候補者としてあげております。9番の佐々木信行氏であります。

【猿田委員】

公募は会社からではなく、ご本人がするのですよね。

【高校教育課長】

はい。

【伊藤委員】

この中に会社の利益を追求されている方々が多くいると思いますが、産業教育審議会委員をやることによってメリットがあるのではという印象を受けてしまいます。そういう余地はないと思いますが、実際メリット等はあるのでしょうか。

【高校教育課長】

産業教育ということで、会社を経営したり、自営業を行っている方から意見等を伺えるという点で、産業教育を推進する各高校や高校教育課側にはメリットがあると思います。委員側にとっては、今の高校生が専門高校でどういった教育を受けているかなどを知る機会になるかとは思いますが、直接その方々の仕事にメリットがあるのかは分かりません。

【伊藤委員】

私が伺いたいのは、例えば大学の研究では利益相反という問題があって、共同研究の際のお金の出所をはっきりさせるなど厳しくなっています。教育なので、そういったことはないと思いますが、利益相反的なものはあるのでしょうか。

【高校教育課長】

産業教育審議会で審議する事項については、産業教育の振興に関する総合的な内容となっており、教育の内容や方法が適切であるかや改善を図るためにはどのような方策が必要か、また、産業教育に関する施設や設備の充実、教員・指導者について意見をうかがっております。したがって、利益相反的なものはないと認識しております。

【米田教育長】

他にありませんか。

特になければ、表決をとってよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【米田教育長】

では、表決を採ります。

議案第25号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第25号を原案どおり可決します。

次に、議案第26号「秋田県障害児就学審議会委員の任命について」、特別支援教育課長から説明をお願いします。

【特別支援教育課長】

議案第26号「秋田県障害児就学審議会委員の任命について」説明

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【猿田委員】

審議会は年1回の開催ということでしたが、出欠状況はどのようになっていますか。また、特に問題なく審議会が運営されていると理解してよろしいでしょうか。

【特別支援教育課長】

昨年度の出席状況ですが、委員18名のうち16名の出席となっております。昨年度の審議件数は103件となっており、内容は特別支援学校への就学が適当であるかを障害の状況から審議いただいております。特別支援学校への就学については、事前に市町村教育委員会の就学審議会にて審議されてから、県の審議という流れになっており、特に問題になっていることはありません。

【伊藤委員】

いろいろな先生方に審議会の存在を知っていただきたいと思います。委員の任期もありますので、その都度、別の医師に交代してもらい特別支援教育を知っていただきたいと思います。また、特別支援に関する考え方も変わってきておりますので、様々な医師の意見を伺えたらいいなと思います。

【特別支援教育課長】

次の任期の際には、医師会にも相談してまいりたいと思います。

【米田教育長】

他にありませんか。

特になければ、表決をとってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

では、表決を採ります。

議案第26号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第26号を原案どおり可決します。

次に、議案第27号「秋田県社会教育委員の任命について」、生涯学習課長から説明をお願いします。

【生涯学習課長】

議案第27号「秋田県社会教育委員の任命について」説明

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【大塚委員】

3番の佐藤美月さん、20歳の学生が入っており、また、男女の比率も半分ということでこれから期待できる構成になっていると感じました。

【生涯学習課長】

大学生については、教育ボランティアとして活動している方を推薦いただいて、その中からお願いしたものです。

【伊藤委員】

社会教育と生涯学習の違いを教えてください。

【生涯学習課長】

教育基本法に定義されておりますが、生涯学習については広い意味では生涯学んでいくという学ぶ側の視点もありますが、行政では生涯学習の理念である「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所

において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」ということで捉えております。また、社会教育については、学校教育を除いた教育活動の全ての分野と捉えております。

【伊藤委員】

簡単にいうと生涯学習は学習者の目線で、社会教育は行政の目線ということでしょうか。

【生涯学習課長】

社会教育には、本人が望む望まないに関係なく学習機会を提供していかなければならないという役割がありますし、生涯学習は自分が豊かになっていくという、学ぶ側の視点に立った考え方で捉えてよろしいかと思えます。

【米田教育長】

他にありませんか。

特になければ、表決をとってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

では、表決を採ります。

議案第27号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

それでは、議案第27号を原案どおり可決します。

次に、報告事項の一つめの「平成29年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（後期）」募集要項について」、高校教育課長から説明をお願いします。

【高校教育課長】

報告事項「平成29年度秋田県立秋田明德館高等学校「科目履修講座（後期）」募集要項について」説明

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【岩佐委員】

この講座の対象者は、一般の社会人と明德館高校の生徒となっておりますが、生徒の参加率はどれぐらいになっていきますか。

【高校教育課長】

今年度の前期講座及び通年のパソコン講座において、定時制の生徒が1名と通信制の生徒が2名が受講しております。それぞれ、「英会話中級」、「パソコン応用」、「秋田の歴史入門」を受講しております。

【伊藤委員】

固定した人たちだけの教室になってしまうということで、ニーズ調査をしていただける話が前回ありましたが、どうなっていますか。

【高校教育課長】

開設講座については、昨年と同様になっております。パソコンや外国語については、ニーズが高く、特に英会話初級や英会話中級が定員をオーバーする申し込みとなっております。

【米田教育長】

例えば25名の定員であっても、25名で受講者を締め切っているわけではないですね。

【高校教育課長】

パソコン講座のように台数の関係で対応できないもの以外は、定員を超えて対応できるものについては対応しております。例えば、英会話初級講座は定員25名に対して34名の受講者で行っております。

【米田教育長】

募集要項と申込書は、明德館高校に行って直接もらうことになっているのですよね。

【高校教育課長】

はい。

【伊藤委員】

ロシア語講座は、少数の方がリピートしていると伺っておりますが。

【高校教育課長】

リピート率については確認しておりませんが、今年度の前期講座については、初級が2名、中級が6名受講しております。

【米田教育長】

継続して受講しないと身につかないこともありますので、リピートして受講することが駄目だとは言えない。

【猿田委員】

募集要項には10名に満たない場合は開講しないと記載されていますが、2～3名でも開講されているのですか。

【高校教育課長】

開講しております。

【伊藤委員】

今後、科目を合体させたりして縮小はできないのですか。

【高校教育課長】

今後、考えていかなければならない課題だと思います。

【米田教育長】

特になければ次に、報告事項の二つめ「平成29年度秋田県教育委員会文化財専門職員募集要項について」、佐藤教育次長から説明をお願いします。

【佐藤教育次長】

報告事項「平成29年度秋田県教育委員会文化財専門職員募集要項について」説明

【米田教育長】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【猿田委員】

本県には、この文化財専門職員は何名いるのですか。また、受験資格を満たして応募される方は多くいるのですか。

【佐藤教育次長】

現在は23名います。平成27年度は3名の採用に対して10名が応募、平成26年度は1名の採用に対して8名が応募、平成25年度は1名の採用に対して5名が応募となっており、ある程度の応募者数が見込まれます。ただ、こういった募集は全国で行われておりますので、できるだけ多くの方が応募していただけたらと思っています。

【猿田委員】

現在いる23名にも、県外の方が入っているのですか。

【佐藤教育次長】

はい。

【米田教育長】

報告事項については以上ですが、他に何か御質問等はありませんか。

ないようですので、議案第22号「教育庁等職員の任免について」の審議に入りますが、人事案件であることから、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【米田教育長】

異議がないので、秋田県教育委員会会議規則第26条により秘密会とします。

傍聴の方には大変恐れ入りますが、御退席をお願いいたします。

※秘密会のみ終了